

犯罪		事例	犯罪の種類	適用法	加重情状	デジタルツール使用:加重情状	主要な処罰
性別が理由の悪口	公然	女性の容姿に関する悪口	軽罪	1)	性別理由	なし	禁固1年と45000ユーロの罰金
	非公然		違反	2)	性別理由	なし	1500ユーロの罰金
性別が理由の中傷	公然	具体的行為の告発	軽罪	3)	性別理由	なし	禁固1年と45000ユーロの罰金
	非公然		違反	4)	性別理由	なし	1500ユーロの罰金
性別が理由の憎悪、差別、暴力などの煽動	公然	レイプを煽動するコメント	軽罪	5)	性別理由 性的攻撃煽動	なし	禁固1年と45000ユーロの罰金
	非公然		違反	6)	なし	なし	1500ユーロの罰金

1) 1881年7月29日法、29-2条、報道の自由、悪口の定義「侮辱的表現、軽蔑的言葉、いわれない罵倒」、公然の悪口は同法33条で処罰される。

2) 性別、性的指向、性別のアイデンティティーを理由の個人あるいは集団に対する非公然の悪口は第5級の罰金刑。

3) 上記と同じ法律の29-1条、「個人の名誉や尊敬を毀損する主張および行為の責任を負わせること」を公然の中傷とし、処罰している。

4) 刑法R625-8は性別、性的指向、性別のアイデンティティーを理由とする個人あるいは集団に対する非公然の中傷を第5級の罰金刑としている。

5) 報道の自由法は23条で犯罪あるいは軽罪の公然挑発は、その効果があった場合、および犯罪挑発で犯罪が未遂の場合をそれぞれ処罰している。

24条では、性別、性的指向、性別のアイデンティティーを理由の個人あるいは集団に対する公然の差別、憎悪、暴力の挑発を、それが効果がなくても処罰している。

6) 刑法R625-7は人種差別、あるいは性差別の要素が含まれる非公然の煽動を処罰している。

犯罪	事例	種類	適用法	性別、配偶者による加重情状	デジタルツール使用加重情状？	主刑罰
身元詐称	他人のアカウントから同意なしでメッセージを送る： 戸籍上の情報を改ざんする：被害者の同意なくメールアドレス上で CAF アカウントにアクセスする。	軽罪	1)	性別が理由	なし	禁固 1 年と 15000 ユーロの罰金
データ自動処理システム毀損		軽罪	2)	性別が理由	なしだがデジタルツール使用は定義に含まれる。	初犯、禁固 2 年と 6 万ユーロの罰金 再犯、禁固 5 年と 150,000 ユーロの罰金
個人データの不正収集	被害者の個人アカウントに不正にアクセスして写真やメールを登録する。	軽罪	3)	性別が理由	なし	禁固 5 年と 30 万ユーロの罰金

- 1) 刑法 R226-4-1 は、第三者あるいは別人の平穩を混乱させる、あるいは名誉あるいは尊敬を損なう目的で、第三者の ID を横取りあるいは ID 特定のできるあらゆる性質のデータを使用することを取り締まっている。
- 2) 刑法 323-1 条は、自動データ処理システムの全部あるいは一部に許可なくアクセスあるいは詐欺的に居続ける行為を処罰している。
刑法 R2323-3 は、自動データ処理システムに不正に入り込み、その中にあるデータを取り出す、伝達する、削除するあるいは改変する行為を処罰している。
- 3) 不正、卑劣、違法な手段で私的人格のデータを収集する行為

犯罪	事例	種類	適用法	性別、配偶による加重 情状	デジタルツール使用 加重情状?	主刑罰
プライバシー侵害	誰かを監視するために、ある場所をビデオ録画する。	軽罪	1)	性別が理由	なし、だがデジタルツール使用を定義に含む	初犯、禁固1年と 45000ユーロの罰金 再犯禁固1年と30万 ユーロの罰金
通信の秘密侵害	配偶者の電話を傍受するソフトの使用。 電子メッセージ傍受のためのソフトの使用。	軽罪	2)	性別が理由	なし、だがデジタルツール使用を定義に含む	禁固1年と45000ユーロの罰金
悪意のあるメッセージあるいは電話の繰り返し送信		軽罪	3)	性別が理由	なし、だがデジタルツール使用を定義に含む	禁固1年と5000ユーロの罰金

1) 刑法 226-1 条はなんらかの手段で他人のプライバシーを意図的に侵害する行為を処罰している：

① 作者の了解なく、私的あるいは秘密裏に発せられた言葉を受信、録音、伝達する行為；② 私的な場所にいる人の映像を本人の了解なく固定、録音、伝達する行為；
刑法 226-3 条はプライバシー侵害、通信の秘密侵害あるいは個人的データ受信を可能にする技術的機器や装置の保持を処罰している。

2) 刑法 226-15 は「宛先に到達したか否かによらず、第三者に充てられた通信を悪意で開封、削除、遅延、横領する、あるいは違法に内容を知る行為を処罰している。

同じ刑罰の対象となる行為は電気通信手段によって発信、伝達、受信した通信を傍受、横領、使用、曝露する、あるいはそのような傍受を実行するために考案された機器を設置する行為である。

3) 刑法 222-16 条は「電子通信手段を使って他者の平穏を乱す目的で繰り返される悪意の電話やメール」を処罰している。

犯罪	事例	種類	適用法	性別および配偶関係による加重情状	デジタルツールの使用の加重情状?	主刑罰
電子通信手段で 15 歳以下の未成年者に性的申し出をする		軽罪	1)	なし	なし	禁固 2 年と 30,000 ユーロの罰金 申し出に続いて出会いがあった場合には、禁固 5 年と 75000 ユーロの罰金
自殺の挑発	誰かに自殺をするよう挑発する	軽罪	2)	性別が理由	なし	挑発の後、自殺あるいは自殺未遂があった場合。禁固 3 年と 45000 ユーロの罰金 被害者が未成年の場合、禁固 5 年と 75000 ユーロの罰金
犯罪行為（性的攻撃、レイプ、暴力）の録画と流布	携帯電話でレイプを撮影する	軽罪	3)	性別が理由	なしだが、デジタルツール使用は定義に含まれる	禁固 5 年と 75000 ユーロの罰金
当事者の同意なしに性的性格のプライベートな映像の流布、あるいはその脅し	誰かの性的性格の写真を本人の同意なく SNS その他のサイトに発表する	軽罪	4)	なし	なしだが、デジタルツール使用は定義に含まれる	禁固 2 年と 60,000 ユーロの罰金

- 1) 刑法 227-22 は「成人が 15 歳以下あるいはそのように主張する未成年者に電子通信手段で性的な申し出をする行為を処罰している・
- 2) 刑法 223-13 は「他人の自殺を挑発する行為」を処罰している。被害者が 15 歳以下の未成年の場合、それは加重情状になる。
- 3) 刑法 223 - 13 は、意図的に、何らかの手段で、何らかの媒体で、これらの犯罪の遂行に関連した映像を録画する行為を処罰している。
暴力犯罪とは：拷問、野蛮な行為、その他性的攻撃をいう。
フランスの法律はそのような映像の流布を処罰している。
- 4) デジタル共和国のための 2016 年 10 月 7 日法は、「本人の明示的あるいは推定の同意で得られた性的な性格を呈する発言や映像に関する何らかの録音、あるいは文書を一般あるいは第三者に流布する行為で、」本人の同意がない場合の処罰について、刑法に 226-2-1 を挿入した。

犯罪	事例	種類	適用法	性別および配偶関係による加重情状	デジタルツールの使用の加重情状?	主刑罰
性的ハラスメント	性的性格の映像を求める、性的性格の会話を求める、ポルノ映像を望まないのに見せられる	軽罪	1)	なし	なし	禁固 2 年と 30,000 ユーロの罰金 加重情状（被害者が 15 歳以下など）があった場合には、禁固 3 年と 45000 ユーロの罰金
モラルハラスメント	被害者の身体、行動、服装などについて繰り返しコメントする	軽罪	2)	なし	あり	禁固 2 年と 30,000 ユーロの罰金 公然とオンラインの通信サービス利用の場合には、禁固 3 年と 45000 ユーロの罰金
レイプや殺人の脅し		軽罪	3)	配偶関係	なし	禁固 6 か月、75,000 ユーロの罰金 加重情状で禁固 2 年、3 万ユーロ、殺人の脅しでは禁固 3 年と 45000 ユーロ、加重情状では 5 年、75,000 ユーロ
未成年者の退廃		軽罪	4)	なし	あり	禁固 5 年と 75,000 ユーロの罰金、 加害者が電子通信網を使用した場合は最大禁固 7 年と 10 万 5000 ユーロの罰金

1) 刑法 222-33 は「誰かに対し、品位を汚す、あるいは侮辱的な性格のせいで尊厳を損なうか、または困惑する、敵対的、あるいは侮辱的な状況を作り出すような性的暗示のある行為を、繰り返し強要することを」処罰し、また「たとえ繰り返しがなくとも、性的な性格の行為を得る現実の目的、あるいは明らかな目的で利用するあらゆる形態の重大な圧力は、それが加害者あるいは第三者の利益のためである場合には同様な処罰になる。

2) モラルハラスメントは「誰かを、身体的および精神的健康の変化となって表れるほどその生活条件を劣化させる目的あるいは効果のために、発言や行動で嫌がらせをすることを意味し、刑法 222-33-2-2 で処罰される。

この犯罪が被害者の元配偶者あるいは同棲者、あるいは被害者と民事連帯契約で結ばれた元パートナーによって遂行された場合も、処罰は同じ。

- 3) 犯罪あるいは軽罪を犯すという脅迫は刑法 222-17 が適用される。
- 4) 刑法 227-22 は「未成年者の退廃」を促進した、あるいは促進しようとする行為を処罰している。

犯罪	事例	種類	適用法	性別および配偶関係による加重情状	デジタルツール使用による加重情状?	主刑罰
サイバー売春斡旋	サイバースペースを利用して人に売春を強要する	軽罪	1)	なし	あり	禁固 10 年と 150 万 0,ユーロの罰金
小児性的コンテンツの保持、閲覧、流布	小児犯罪映像を含むオンラインサイトを閲覧する 小児犯罪的映像を SNS あるいはフォーラムなどで流布する	軽罪	2)	なし	あり	初犯は禁固 2 年と 30,000 ユーロの罰金、再犯は禁固 5 年と 75,000 ユーロの罰金、不特定の人を対象に未成年者の映像あるいは表象をネット上に流した場合は禁固 7 年と 10 万ユーロの罰金
性的攻撃	アプリ/フォーラム/SNS 上の出会いに続く性的攻撃	軽罪	3)	配偶関係が理由	あり	レイプは懲役 15 年、その他の性的攻撃は禁固 5 年と 75,000 万ユーロの罰金、加重情状の場合は禁固 7 年と 10 万ユーロの罰金

- 1) 刑法 225-5 は売春斡旋を処罰している。
- 2) 刑法 227-23 は「そのような映像あるいは表象をオンラインで一般に提供する通信サービスを金銭の支払いと引き換えに習慣的に閲覧すること、あるいはいかなる手段でも、そのような映像や表象を購入し、保持することを処罰している。
同じ刑法条項は「未成年者の映像や表象の流布目的で、固定、録画、伝達することを、その映像あるいは表象がポルノ的性格である場合に、小児性犯罪として処罰している。もし映像や表象が 15 歳以下の未成年者のものである場合、たとえ映像や表象の流布目的でこれらの行為が遂行された場合にも処罰される。
- 3) 刑法 222-22 に定める犯罪。「暴力、拘束、脅迫あるいは不意打ちとともに犯された性的攻撃は全て性的攻撃となる。レイプその他の性的攻撃と認定されるのは、この節で定める状況下において被害者に強要された場合で、加害者と被害者の間の既存の関係には、たとえそれが婚姻関係であっても、無関係である。
刑法 222-28 の 6 節は、デジタルツールが加重情状を構成するとしている。「被害者が、不特定多数を対象にしたメッセージの流布のために電子通信網の使用によって連絡された場合」には加重情状となる。

同じく 7 節は、「被害者の配偶者、同棲者あるいは民事連帯契約で被害者と結ばれたパートナーによって性的攻撃が行われた場合には、より厳しく処罰されると定め
ている。